

鶴岡市心身障害児療育支援補助金交付要綱

平成23年10月1日

告示第359号の2

改正 平成28年3月31日 告示第151号

(目的)

第1条 市長は、障害児の福祉の推進を図るため、鶴岡市基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成17年鶴岡市条例第74号）により設置された池野社会福祉基金を活用し、障害児に関する福祉活動を行う団体又は個人に対して、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市において障害児に関する福祉活動を行う者
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童福祉に関する事業を行う者で、市長が適当と認める者

(補助対象事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表のとおりとし、補助金の額は、同表に掲げる対象経費の合計額の4分の3以内の額とする。ただし、他の補助金の対象となる事業を除く。

(補助期間)

第4条 同一人が行う同一事業に対する補助は、1回を限りとする。ただし、特に継続して行う必要があると認める事業は、この限りでない。

(軽微な変更)

第5条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の10分の2以内の増減とする。

(実績報告書)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過する日とし、添付すべき書類は、同条に規定するもののほか、当該事業の実績を証する書類とする。

附 則

この告示は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

対 象 事 業		対象経費
1 障害児の地域福祉、在宅福祉の推進を目的とする事業	(1) 障害児の社会参加促進事業 (2) 障害児の福祉サービス促進事業	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、備品購入費
2 障害児の療育に関する調査及び研究を目的とする事業	障害児の療育に関する調査及び研究事業	謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費
3 障害児福祉関係者の研修を目的とする事業	(1) 障害児福祉施設及び福祉団体が行う研修、講習及び講座開催事業 (2) 障害児福祉施設及び福祉団体の職員等の研修派遣事業	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、負担金